令和７年３月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和７年３月２５日

令和７年３月総会議事録

開会期日	令和７年３月２５日（火）
開催場所	鳩山町役場３０５・３０６会議室
開議及び宣言者 閉議及び宣言者	午後３時４８分　会長（議長）金子茂雄 午後４時０７分　会長（議長）金子茂雄
議長	会長　金子茂雄

農　業　委　員　応　招　状　況

1	―	欠員	6	根岸郁子	出席
2	石井利幸	欠席	7	金井幸雄	出席
3	小鷹隆石	出席	8	戸口英子	出席
4	小林三千雄	出席	9	中原哲彦	欠席
5	飯島千春	出席	10	金子茂雄	出席

農地利用最適化推進委員出席状況

1	畑　誠	出席	4	宮﨑広幸	出席
2	保積幸明	出席	5	吉岡只正	出席
3	小久保光男	出席	6	田島健一	出席

議　題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
傍聴者数	なし

参　与

●事務局出席者

・吉澤祐一　事務局長

・千装隆宏　書記

・馬場紫野　担当

〔開会の宣言〕午後３時４８分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は７名、農地利用最適化推進委員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年３月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、６番・根岸郁子委員、７番・金井幸雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎金子会長

日程第３、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

３月４日に常設審議委員会が開催されましたので、理事としてＷＥＢにより出席したほか、３月 10 日には、新規就農者巡回サポート支援があり、関係機関と一緒に新規就農者の耕作地を確認しました。

また、３月 11 日に開催された鳩山町総合計画審議会には、農業委員会として委員を務める小鷹職務代理と共に出席し、３月 12 日には、農業委員会会長として会長を務める鳩山町国保運営協議会に関し、県の総会及び研修会に出席しました。

そのほか、３月 13 日には、農業委員会 会長・事務局長会議へＷＥＢにより出席し、昨日 24 日には、農業委員会比企地区協議会第３回理事会及び懇親会へ出席しました。

以上、報告とさせていただきます。

〔日程第４、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎金子会長

日程第４、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号１を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和７年３月７日受付。

資料番号1、大字石坂[redacted]、地目、田、面積、1,528㎡。譲受人[redacted]。譲渡人[redacted]。

転用目的：資材置場。

面積合計、田、1,528㎡。農地区分：農業振興地域外・第２種農地。

◎金子会長

この件につきまして、石坂１・石坂２地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂１・石坂２地区担当の小林です。

では、議案第１号、資料番号１の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、譲受人が、土地所有者の譲渡人から土地を譲り受けて、資材置場として使用するための農地転用申請でございます。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第２種農地であり、資材置場への転

用は問題ありません。

譲受人は申請地の北側に本社を有する法人でございますが、本社から作業場の周辺で適した土地を検討し、希望に合った申請地を計画地とすることになりました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂１・石坂２地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂１・石坂２地区担当の田島です。

では、議案第２号、資料番号２の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小林農業委員から説明があったとおりでございます。

本申請地は、現在、管理地となっている土地で、長年耕作はされておりません。

また、道路に面した平らな土地で、隣接に農地はございませんので、周辺農地への影響は少ないと思われます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第１号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

譲受人は建設業を行う石坂地内の法人であり、町内外の工事を請負っております。

現在、資材置場を２箇所借用し使用しておりますが、そのうち１箇所については、社員の自家用車等も停めており、資材の搬出入や重機の出入りの際の時間調整・安全対策で業務効率が悪い状態となっていることから、新たに資材置場を設ける計画となりました。

本申請地は平らであり造成計画はございませんが、全面に砂利を敷き、資材や重機を置くほか、安全対策のため、計画地の周囲には柵を設ける計画となっております。

本申請に関しましては、代替地検討がされ、実効性も判断でき、添付書類を含んだ申請書につきまして、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

台帳の地目が変更されるのはどのタイミングなのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

現況が変わってから変更されますが、具体的には、完了届を農業委員会にご提出いただいた後に交付する受理書を持って法務局で登記の変更手続きを行っていただきます。

◎事務局長

農業委員会の総会での審議後に県へ進達をしますので、県が許可を出してから、工事等を行っていただき、完了しましたら完了届をご提出いただく流れとなります。地目の変更登記は登記官が行うものでございますので、申請者からの内容の審査後に法務局の方で現況を確認して登記されることとなります。

◎吉岡委員

地目変更の手続きをしないと、地目は農地のまま残ってしまうのでしょうか。

◎事務局長

原因者が申請しなければ地目の変更はされません。一方、過去に農地転用の許可を受けていることの証明書がございますので、地目変更が出来ていない土地に関しましては、許可申請については県が発行する証明書により手続きを行っている例もございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号１の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号１は許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第５、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎金子会長

日程第５、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号２を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和７年３月10日受付。

資料番号2、大字赤沼[redacted]、地目、田、面積、2,243㎡。同じく[redacted]、地目、田、面積、2,855㎡の内255㎡。譲受人[redacted]。譲渡人[redacted]、同じく[redacted]。

転用目的：農地改良。

面積合計、田、2,498㎡。農地区分：農業振興地域内・農用地。

◎金子会長

赤沼・今宿地区担当の石井農業委員及び町内全域担当の中原農業委員が欠席のため、この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◎書記

それでは、議案第２号資料番号２の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、説明いたします。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただいたとおりでございます。

譲受人は、[redacted]、農地所有適格法人でございます。

本申請は令和５年１月に申請がされ、２月の許可後に農地改良工事が行われた[redacted]

に隣接した土地について、[redacted]と同じ高さにすりつけ、耕作しやすくするための農地改良申請でございます。

本申請は、一部のみが申請地となっている１筆を含み、合計２筆、2,498 ㎡の農地改良でございます。なお、隣接する道路等へのすりつけがございますので、農地以外を含む全体の計画面積は2,604 ㎡となっております。

当時は、[redacted]は相続の関係で申請地に加えることができず、田のまま残っておりましたが、昨年 11 月に相続がされ、利用しやすくするために、今回の申請に至りました。

農地区分につきましては、農用地区域内農地でありますが、農地改良による一時転用であり、問題ありません。

本申請に関しましては、農地改良の要綱に基づく被害防除が計画され、実効性も判断でき、添付書類を含んだ申請書につきまして、特段問題ないと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

議案第２号、資料番号２の農地法第５条第１項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地の[redacted]は、休耕地となっておりましたが、昨年 11 月に現在の所有者が相続を受けた土地であり、農地改良後は、所有者が露地野菜等を作付けする計画となっております。

また、一部が申請地となっております[redacted]は、農地所有適格法人が借り受け、耕作をしておりますが、法面部分の農地改良後も、引き続き法人が耕作をする計画でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料９ページを見ると、所有農地に耕作準備中と記載がございますが、これから耕作を行う予定があるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

相続したばかりで耕作が出来ていない状況でございましたが、今後は耕作する予定だと伺っております。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号２の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号２は許可相当とすることに決定いたしました。

〔閉会の宣告〕午後４時０７分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに署名・捺印する。

令和７年３月 31 日

会長　金子茂雄

委員　根岸郁子

委員　金井幸雄